

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1325号)

平成27年11月26日

横情審答申第1325号

平成27年11月26日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成26年10月15日市広報第538号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「A町内会の広報紙配布についての住民からの問合せに係る電子メール及び添付ファイル並びに対応記録」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「A町内会の広報紙配布についての住民からの問合せに係る電子メール及び添付ファイル並びに対応記録」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「A町内会の広報紙配布についての住民からの問合せに係る電子メール及び添付ファイル並びに対応記録」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成26年9月8日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号について

ア 本件申立文書である電子メールのうち、個人の氏名、住所、電子メールアドレス等の情報については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、本号本文前段に該当し、非開示とした。

イ 異議申立人（以下「申立人」という。）は異議申立書において、本号は公務員の職務遂行に係る情報を例外としており、非開示とする根拠に該当しない旨主張している。しかし、地域住民から送信された要望の内容が記載された原文が公務員の職務遂行に係る情報ではないことは明らかであり、本号ただし書ウには該当しない。

(2) 条例第7条第2項第6号について

ア 職員の業務用個人電子メールアドレスの部分については、日常の事務において庁内又は庁外の関係者など限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、業務用個人電子メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、本号に該当し、非開示とした。

イ 本件申立文書のうち、A町内会の広報よこはま、県のたより及びヨコハマ議会だより（以下「広報紙」という。）の配布について住民から送信された電子メールの全文が引用されている部分（以下「本件要望メール原文」という。）は、単なる問合せではなく、A町内会の広報紙の配布に関する地域住民からの要望を内容とするものであり、電子メール送信者自身の意見・見解が個別具体的な事案に即して率直に記載されている。また、本件要望メール原文は、公表を前提とした制度に基づいて送信されたものではなく、市民局広報相談サービス部広報課（以下「広報課」という。）の組織メールアドレス及び職員の業務用個人電子メールアドレス宛てに直接送信されたものである。

そのような送信者の個人的な生活に関する要望等が記載された私的な電子メールは、原文は公にされないことを前提に送信されたと考えられる。

このような性質の電子メールが公になるという取扱いをすると、自身が送った個人的な見解や自身の事情に基づいた意見等を他者に知られることを望まない市民が、率直な意見を述べなくなる、電子メールの内容を抽象的な記載に留める、電子メールを送信すること自体をやめる等のことが想定される。

その結果、市民に対する個別具体的な説明や回答ができなくなり、市民の率直な意見等を聞き取り、市政、市の施策及び事業に適切に反映させることが難しくなってしまう。

ウ また、本件要望メール原文は、町内会に所属している住民自身からの、広報紙の配布に係るA町内会の事務に関する問題提起についての一連の電子メールであり、その原文を横浜市が電子メール送信者に無断で開示することになると、町内会内部に無用なあつれきが生じ、その運営を円滑に行うことが困難となり、結果、広報紙の配布等についても支障が生じることが想定される。

エ 以上のことから、本件要望メール原文は本号に該当し、非開示とした。

(3) なお、申立人は異議申立書において、開示を求めるのは申立人に係る対応記録であり、申立人の個人情報に申立人に対して秘匿する必要はない旨主張しているが、本件は情報公開請求に係る案件であるため、申立人の個人情報について開示又は非開示の判断をするものではない。

また、本件の開示の実施時に、「自分の情報なのになぜ非開示なのか」という質問があったが、本人の情報については個人情報本人開示請求をしてもらえれば開示できる旨、申立人に説明した。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、速やかに全面開示するよう求める。
- (2) 市は住民一般からの指摘であるかのように故意に抽象化し、個人情報保護を理由に開示を制限している。しかし、申立人が開示を求めたのは、A町内会が謝金を水増し請求・取得しているとする住民、つまり申立人本人からの電話、電子メールによる指摘を受け、市役所・区役所が対応した記録であり、申立人の個人情報を申立人本人に秘匿する必要はない。
- (3) また、条例第7条第2項第2号は公務員の職務遂行に係る情報を例外としており、非開示とする根拠に該当しない。
- (4) 市は、どのような文書が存在するのかその目録さえも示さず、非開示の根拠も複数の事項のうちどれに該当するかを特定していない。非開示理由の説明を義務付けた条例第13条がいう「当該書面の記載自体から理解され得るもの」を満たす説明とは言い難い。
- (5) 条例第7条第2項第6号に該当するという職員の個人電子メールアドレスも、個人負担による私的電子メールアドレスを業務に利用していたとすれば問題であり、市割り当ての業務用個人電子メールアドレスを使用しての電子メールであれば、職務を適正に遂行しているかどうかを検証するためにもその交信内容を全面非開示とするのは市民の知る権利を不当に制限する行為である。

5 審査会の判断

- (1) 広報紙の配布謝金に係る事務について
実施機関では、広報紙を、配布団体の協力のもとに各世帯に配布している。
各配布団体に対しては、広報課が作成した「広報配布謝金支出について（手順書）」に基づき、各区から、広報紙の配布に対する謝礼を目的として配布謝金を支出している。
- (2) 本件申立文書について
本件申立文書は、A町内会の広報紙配布についての住民からの問合せに対して、広報課から当該住民に回答した電子メール及び添付ファイル並びに対応記録である。本件申立文書は、広報課から当該住民への回答本文及び添付された回答書（以下「回答書等」という。）並びに本件要望メール原文で構成されている。

このうち、実施機関は、個人の氏名、住所、業務用個人電子メールアドレス等及びA町内会の広報紙配布についての住民からの本件要望メール原文を非開示としている。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件要望メール原文が公になった場合、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

本件要望メール原文を見分したところ、A町内会の広報紙の配布に関する地域住民からの要望を内容とするものであり、電子メール送信者自身の意見・見解が個別具体的な事案に即して率直に記載されており、また、本件要望メール原文は、公表を前提とした制度に基づいて送信されたものではなく、広報課の組織メールアドレス及び職員の業務用個人電子メールアドレス宛てに直接送信されているものであることが認められた。

そのような送信者の個人的な生活に関する要望等が記載された私的な電子メールは、原文は公にされないことを前提に送信されたと考えられる。

このような性質の電子メールが公になるという取扱いをすると、自身が送った個人的な見解や自身の事情に基づいた意見等を他者に知られることを望まない市民が、率直な意見を述べなくなる、電子メールの内容を抽象的な記載に留める、電子メールを送信すること自体をやめる等のことが想定される。その結果、実施機関が市民に対する個別具体的な説明や回答ができなくなるおそれや、市民の率直な意見等を聞き取り、市政、市の施策及び事業に適切に反映できなくなるおそれがあるという実施機関の主張は是認できる。

したがって、本件要望メール原文は、これを公にすると実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため、本号本文に該当する。

ウ また、実施機関は、回答本文に記載されている職員の業務用個人電子メールアドレスが公になった場合、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも主張している。

回答本文に記載されている職員の業務用個人電子メールアドレスは、日常の事務において庁内又は庁外の関係者など限られた者との連絡を目的として使用するものであるから、公になった場合は、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、職員の業務用個人電子メールアドレスを用いる本来の業務の適正な遂行に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから本号本文に該当する。

エ 以上により、本件要望メール原文及び回答本文に記載されている職員の業務用個人電子メールアドレスは、これを公にすると実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、本号本文に該当する。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件要望メール原文及び回答書等に記載されている個人の氏名、住所、電子メールアドレス等の情報について本号に該当するとして非開示としているが、本件要望メール原文については、全体が条例第7条第2項第6号本文により開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性について判断するまでもない。

ウ 回答書等に記載されている個人の氏名、住所、電子メールアドレス等の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。

また、当該情報は本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

エ なお、申立人は、申立人自身の個人情報であるから本件申立文書を開示すべきである旨主張しているが、情報公開請求においては、そのことが本件処分の結論に影響を与えるものではない。

申立人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号及び第6号に

該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年10月15日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成26年11月20日 (第178回第三部会) 平成26年11月27日 (第259回第一部会) 平成26年12月12日 (第262回第二部会)	・諮問の報告
平成27年3月12日 (第265回第一部会)	・審議
平成27年4月9日 (第266回第一部会)	・審議
平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・審議
平成27年5月14日 (第268回第一部会)	・審議
平成27年5月28日 (第269回第一部会)	・審議
平成27年6月25日 (第271回第一部会)	・審議
平成27年7月9日 (第272回第一部会)	・審議
平成27年7月23日 (第273回第一部会)	・審議
平成27年8月27日 (第274回第一部会)	・審議
平成27年8月27日	・実施機関から一部開示理由説明書(追加)を受理
平成27年10月8日 (第276回第一部会)	・審議
平成27年10月22日 (第277回第一部会)	・審議